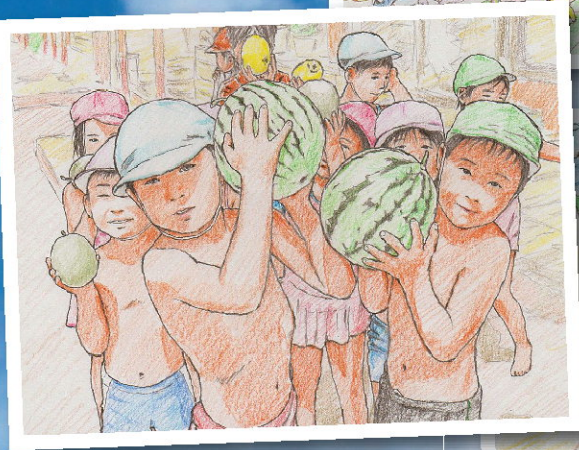
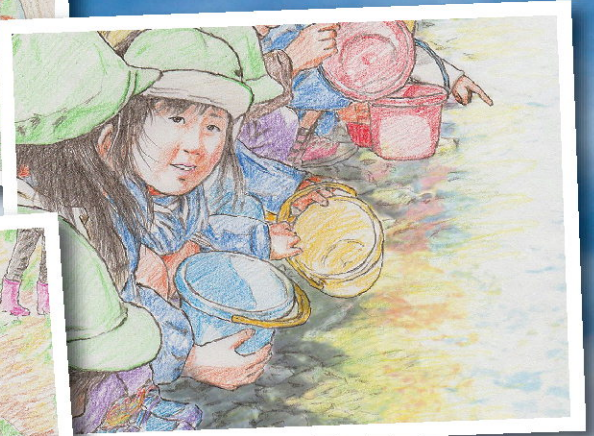


檜葉町復興計画<第一次>



平成24年4月
檜葉町

- 表紙イラスト 矢内 芳一（榎葉町大字前原）
- 作 品 名 あおぞらこども園の園児たち

「檜葉町復興計画〈第一次〉」の 策定にあたって



東日本大震災による地震・津波に見舞われ、また東京電力（株）福島第一原子力発電所がもたらした原子力災害により、今なお避難生活を余儀なくされている町民の皆様には、多くのご苦労・ご心労をおかけしております。この災害でさまざまな被害を受けた方々に、心よりお見舞い申し上げます。

私たちが住み慣れた檜葉町を離れて、早くも1年以上が経過しました。国が実施する除染の計画が公表され、警戒区域の見直しに関する協議が行われるなど、徐々にではありますが復旧・復興に向けての動きが始まりつつある一方、決して今後の見通しが明るいとは言いきれず、不安や迷いを抱えながらの避難生活は続いています。こうした中で、檜葉町の復興に向けた希望の光として、このたび「檜葉町復興計画〈第一次〉」をとりまとめました。

この復興計画は、本年1月に公表した「復興ビジョン」をもとに、より具体的な施策や取組項目について記載するとともに、その時期の目安なども明記しています。検討にあたっては、「復興ビジョン」に引き続き、「檜葉町復興計画検討委員会」の場において、関連分野の学識経験者とさまざまな立場の町民の方々にご議論をいただきました。お忙しい中、度重なる会合にご参加くださり、熱心にご検討いただきました委員の皆様、厚く御礼申し上げます。また、4月初旬に実施した町民の皆様からのご意見募集（パブリックコメント）においても、過去に例がないほど数多くのご意見を寄せていただきました。この復興計画には、委員会での議論の結果や、町民の皆様からのご意見を、そこに込められた“思い”とともにできる限り反映しています。

本計画は、〈第一次〉としているとおり、状況に応じて見直すなど柔軟性を保ちつつも、力強く復興を推進するため、目指すべき方向を示す羅針盤の役割を果たすものと考えています。今後、檜葉町では、町民の皆様との協働により、双葉郡内町村と連携し、国・県・関係機関の協力を得つつ、この計画に沿った復興を目指して歩みを進めて参ります。

私自身は本年4月末をもって退任いたしますが、この復興計画に示された施策等の推進については、新町長にしっかりと引き継ぐとともに、今後は一町民の立場からふるさと檜葉の復興に微力を尽くしたいと存じます。新町長のたくましいリーダーシップで進められる復興への取り組みに、今後とも、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

平成24年4月

檜葉町長 草野 孝



目 次

第一章 はじめに

1. 復興計画の策定にあたって	3
1-1) 復興計画策定の目的	3
1-2) 復興計画の構成と位置づけ	3
1-3) 復興ビジョン・復興計画の策定体制	6
2. 復興計画の目標と理念	7
2-1) 復興の目標	7
2-2) 復興の基本理念	7
2-3) 主要施策	9
3. 時期区分	10

第二章 復興のための施策

1. 絆を保ち、被災生活を乗り切る	15
1-1) 長引く避難生活への対応	15
1-2) コミュニティの維持・再構築	20
1-3) 円滑な帰町に向けた支援	23
1-4) やむを得ず帰町をしばらく見合わせる町民への支援	25
1-5) 町の将来を担う子どもたちへの対応	28
1-6) 原子力災害のもたらす経済的被害の回復	31
2. 安心して暮らせる環境を作り出す	32
2-1) きめ細やかな除染	32
2-2) インフラ復旧等による生活基盤の回復	35
2-3) 段階的・柔軟な帰町	39
2-4) 放射線モニタリングの充実	43
2-5) 心身両面の健康管理	46
2-6) 安定した雇用・収入の確保	51
3. 暮らしやすさを追求する	53
3-1) 広域的連携による豊かな教育環境の充実	53
3-2) 福祉施策と子育て環境の充実	55
3-3) 便利で心豊かに暮らせる生活環境の整備	58
4. これまで・現在とは違う新しさを目指す	61
4-1) 檜葉新生プロジェクトの推進体制の整備	61
4-2) 風評被害の払拭	62

4-3) 新しい産業による地域経済の発展	64
4-4) 町外との新たな連携・交流	70
4-5) 「ふるさと檜葉」づくり	73
5. さらなる安全・防災を目指す	76
5-1) 災害に強い人づくり・仕組みづくり	76
5-2) 災害に強いまちづくり	81
5-3) 災害教訓の伝承・発信	86

きぼうプロジェクト	89
-----------	----

第三章 復興の進め方

1. 土地利用の方針	93
1-1) 防災のための土地利用方針	94
1-2) 宅地や事業用地の供給方針	95
1-3) 次世代に受け渡す土地利用	98
2. 復興への取り組みを支える仕組み	100
2-1) 新生檜葉に取り組む体制・仕組みづくり	101
2-2) 復興に向けた財政面の対応等	103
2-3) 復興計画の進捗管理の仕組みづくり	104

資料編

資料1. 檜葉町における被害と避難生活の現状	107
1-1) 地震被害概要	107
1-2) 原子力災害の影響	108
1-3) 住宅の被害状況	109
1-4) 避難生活や復興等に関するアンケート調査	110
資料2. 檜葉町復興計画検討委員会	114
檜葉町復興計画検討委員会 設置要綱	114
檜葉町復興計画〈第一次〉について(報告)	115
檜葉町復興計画検討委員会名簿	116
檜葉町復興計画策定経過	117

用語集	118
-----	-----

第一章 はじめに



1. 復興計画の策定にあたって

1-1) 復興計画策定の目的

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、私たちの檜葉町に地震と津波による被害をもたらすとともに、原子力災害によって町全体が避難を余儀なくされるという事態を招きました。災害から一年余りが経過する中、長引く避難生活を乗り越え、ふるさと檜葉を取り戻すために、私たちはこの復興計画を策定し、復興を目指して歩んでいきます。

この復興計画に先だって公表した檜葉町復興ビジョン（平成24年1月）は、私たちがこれからどのように復興するかを明確にすることで、多くの人々と思いを共有し、ともに取り組んでいくために策定しました。町民はもちろん、さまざまな人々の知恵と力を結集し、復興に向けて歩き続けるうえでの「旗印」の役割を果たします。

そうした復興ビジョンを骨格として策定する復興計画は、復興に向けた具体的な取組方法、時期を示すものです。この復興計画〈第一次〉には、早期に生活を再建し落ち着いた暮らしを取り戻す一方で、災害からの復興をバネに従来にも増して健康で心豊かに暮らせるまちをつくるため、必要と考えられるさまざまな施策と、それを着実に推進するための仕組みづくりなどを盛り込みました。

「第一次」と名付けたとおり、この復興計画は、今後、状況の変化などを踏まえて随時見直します。そのように自らの力で今後の見通しを立てながら復興に向けて取り組むことが、災害を克服し、これまで以上にすばらしいふるさとを作り上げる原動力になるのです。

1-2) 復興計画の構成と位置づけ

(1) 復興計画の構成・位置づけ

復興ビジョンは、次の項目によって構成されています。

- 檜葉町が今回の災害から復興していくために掲げる「目標」
- 復興に向けた取組みの基本的な考え方である「基本理念」
- 復興のため実施していく主な施策（主要施策）
- とくに檜葉町の復興を象徴する「きぼうプロジェクト」

その全体像を図示したものが、次ページに示す「ならは復興の木」です。

復興計画は、この復興ビジョンを骨格として、主要施策毎の具体的な取組項目と時期を示し、さらに、土地利用の大きな方針、復興を推進する体制・仕組みを具体的に示したものです。

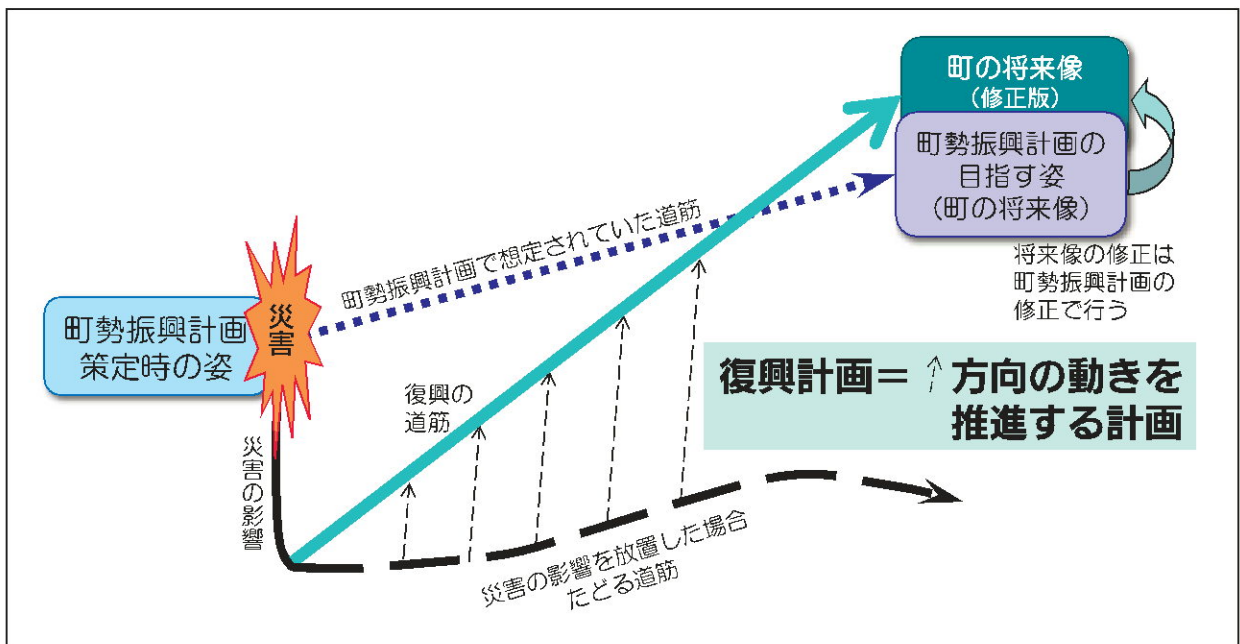


ならば復興の木
(檜葉町復興ビジョン・復興計画の全体像)

(2) 町勢振興計画との関係

檜葉町では、災害直前に「第5次町勢振興計画」の策定を終え、10年後に目指す町の将来像を描いて、そこに向けた取り組みの計画を定めていました。しかしながら、この災害によって私たちの暮らしや町の状況は大きく変動しており、被災前に定めた町勢振興計画をそのまま推進していくことができる状況ではありません。

復興計画は、町勢振興計画に代わるものではなく、災害によって受けた大きな影響を踏まえ、できるだけスムーズに町勢振興計画の目指していた道筋に近づけていくためのものです（下図参照）。この災害を受けて、10年後に目指す町の将来像そのものにも変更が必要となる可能性があります。その場合は、今後、町勢振興計画の修正を行うこととなります。

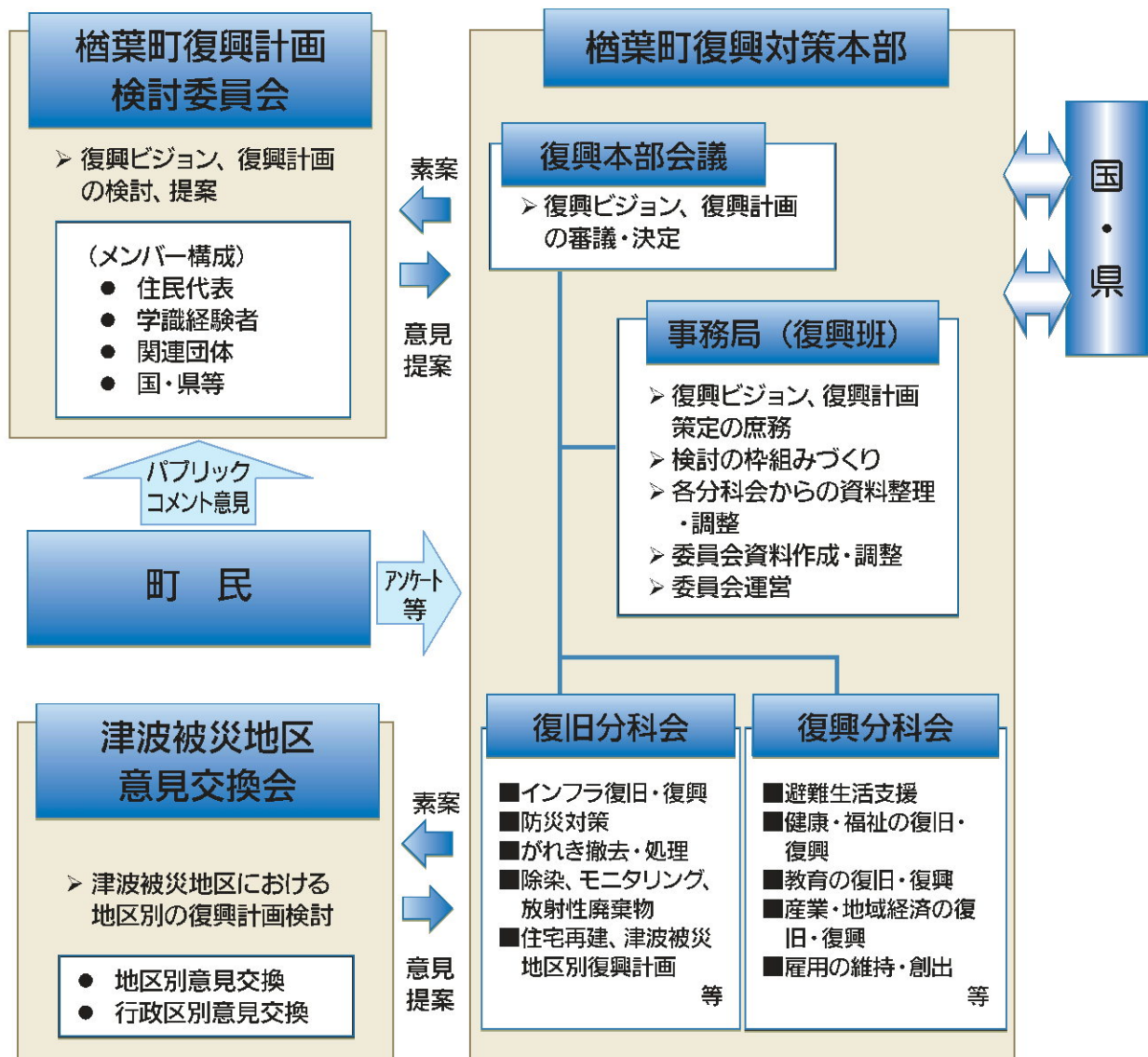


復興計画と町勢振興計画の関係

1-3) 復興ビジョン・復興計画の策定体制

復興ビジョン・復興計画の策定体制は、下図に示すとおりです。

楡葉町では、役場内に復興対策本部を設置し、事務局を配置するとともに、若手職員からなる分科会を設けて検討しました。また、行政区長、町民代表、関係団体代表、専門家などによる「復興計画検討委員会」を設置し、さまざまな分野の方々のご意見をいただきながら、ともに復興ビジョン・復興計画を作り上げました。



復興ビジョン・復興計画の策定体制

2. 復興計画の目標と理念

東日本大震災に伴う地震・津波災害と原子力災害を乗り越えて、もう一度、私たちのふるさと檜葉を取り戻すため、檜葉町では、次のようなビジョンを掲げて復興に取り組みます。

2-1) 復興の目標

私たち檜葉町が目指す復興の目標は、次のとおりです。

目 標

**地震・津波災害と原子力災害を克服し、
より健康で暮らしやすい、新しい檜葉の礎をつくる**
～住む人すべてが安心して健康に暮らす、先進モデルの町を目指して～

被災前の檜葉町は、とても暮らしやすく、スポーツへの取り組みを特徴とするまちでした。地震・津波災害に加えて原子力災害に見舞われるなか、この「複合災害」を克服し、これまで以上に健康で暮らしやすい町を築いていくことが、私たちのまちの「復興」です。それは単に、もとの檜葉町に戻るということではありません。これまでとは違う、新しい檜葉町を目指して、将来に向けた礎をつくります。そして、誰もが安心して健康に暮らし、日本中、世界中から参考とされる先進モデルの町となることを目指します。

2-2) 復興の基本理念

上記の目標を達成するため、これから町ではさまざまな事業・施策に取り組みます。これら復興のための各種事業・施策を進めていくうえで、基本となる考え方（理念）を4つの「基本理念」としてまとめました（次ページ参照）。

この基本理念は、復興に向けて歩み続けるなか、私たちが常に心にとどめ、今の事業・施策が正しい方向を目指しているか、より改善・工夫すべき点はないか、などを考える上で参照する「価値基準」（判断のものさし）となります。

基本理念

1 安全・安心な生活の再建

安全な暮らしを取り戻し、みんなの安心できる生活を再建する

- ・放射線の影響を取り除き、若い世代や子どもも安心して安全に暮らせる町にする。
- ・被災状況や避難生活の状況に応じ、多様な選択肢の中から、それぞれに合った生活再建を進めていく。

2 町民の主体的参画と自立

復興に向け、ひとりひとりが持てる力を結集する

- ・年齢や性別、職業や立場にかかわらず、自分たちの知恵と力を結集して、復興に向けて歩み続ける。
- ・災害を克服し復興していくために、ひとりひとりが必要な力を身につけ、自分たちの力を信じて進んでいく。

3 次世代への継承

これまでとは違う新しい檜葉をつくり、子どもたちの未来につなげる

- ・被災体験をバネにして、檜葉のあり方をもう一度見直し、原子力だけに頼らない、新たなまちづくりに取り組む。
- ・災害の教訓を忘れず、より安全なまちづくりに活かしていく。

4 広い視野に立つ復興

檜葉単独ではなく、近隣地域との広域的な連携と協力で、復興に取り組む

- ・ふるさとを想う気持ちを大切に、帰町を慎重に考える人たちとの絆も保ち続ける。
- ・近隣市町村と密接な連携・協力を図り、檜葉だけではなく、近隣地域全体でこの災害から復興する。

2-3) 主要施策

4つの基本理念の下、目標に向かって歩いていくために、町として進めていく主な施策は、以下のとおりです。

緊急に取り組む施策

I. 絆を保ち、被災生活を乗り切る

- 1) 長引く避難生活への対応
- 2) コミュニティの維持・再構築
- 3) 円滑な帰町に向けた支援
- 4) やむを得ず帰町をしばらく見合わせる町民への支援
- 5) 町の将来を担う子どもたちへの対応
- 6) 原子力災害のもたらす経済的被害の回復

II. 安心して暮らせる環境を作り出す

- 1) きめ細やかな除染
- 2) インフラ復旧等による生活基盤の回復
- 3) 段階的・柔軟な帰町
- 4) 放射線モニタリングの充実
- 5) 心身両面の健康管理
- 6) 安定した雇用・収入の確保

III. 暮らしやすさを追求する

- 1) 豊かな教育環境の整備
- 2) 福祉施策と子育て環境の充実
- 3) 便利で心豊かに暮らせる生活環境の整備

中・長期的な視点に立って取り組む施策

IV. これまで・現在とは違う新しさを目指す

- 1) 檜葉新生プロジェクトの推進体制整備
- 2) 風評被害の払拭
- 3) 新しい産業による地域経済の発展
- 4) 町外との新たな連携・交流
- 5) 「ふるさと檜葉」づくり

V. さらなる安全・防災を目指す

- 1) 災害に強い人づくり・仕組みづくり
- 2) 災害に強いまちづくり
- 3) 災害教訓の伝承・発信

3. 時期区分

これまで公表していた「避難解除・帰町に向けたプログラム」のなかでは、復興計画の対象期間（計画期間）である10年間（平成23年4月～平成33年3月）を下記のように区分してきました。

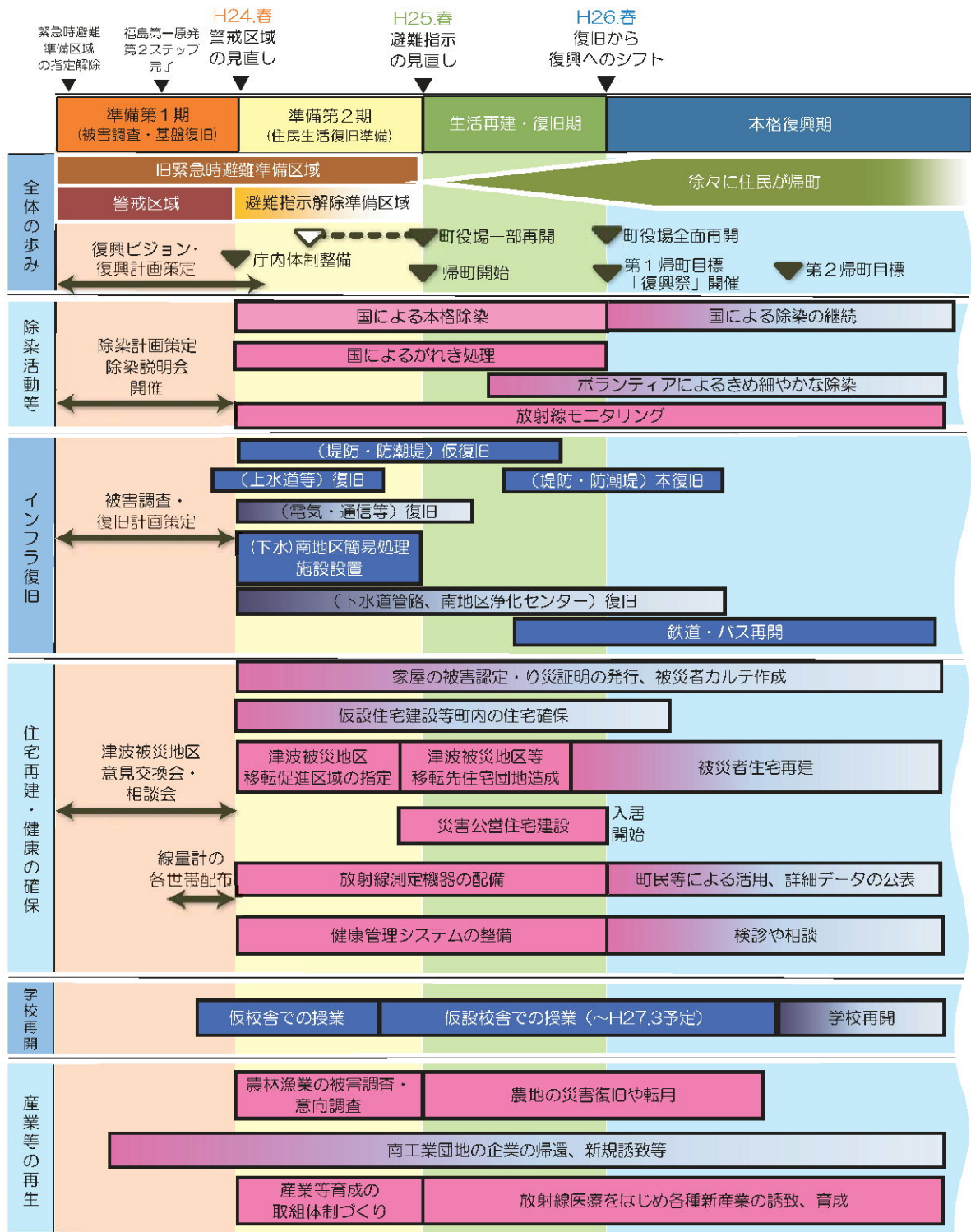
- 準備第1期（被害調査・基盤復旧）
- 準備第2期（住民生活復旧準備）
- 生活再建・復旧期
- 本格復興期

復興に向けた各種取組が進捗し、今後について一定の見通しを立てることが可能となりつつあることから、この時期区分について具体的な目安となる時期を以下のように定めます。

時期区分	目安となる時期	想定される状況
準備第1期 （被害調査・ 基盤復旧）	震災発生 } 「警戒区域」見直し （平成24年春）	<ul style="list-style-type: none"> ・町内のほとんどが「警戒区域」に指定 （一部地域の「緊急時避難準備区域」は平成23年冬に解除）
準備第2期 （住民生活復旧準備）	「警戒区域」見直し } 「避難指示」見直し （平成25年春）	<ul style="list-style-type: none"> ・「警戒区域」が見直され「避難指示解除準備区域」に指定 ・本格的な除染、復旧工事等を開始
生活再建・復旧期	「避難指示」見直し } （平成26年春）	<ul style="list-style-type: none"> ・町役場は一部機能を戻して再開 ・町民は希望される方から順次帰町を開始 ・町のインフラはおおむね復旧完了（一部、応急措置を含む） ・津波被災地区などの住宅再建・確保が本格化
本格復興期	町役場全面再開 （平成26年春）	<ul style="list-style-type: none"> ・町役場は全面的に機能を戻して再開 ・町のインフラは完全復旧 ・津波被災地区などの住宅再建が完了、居住開始 ・第1帰町目標として、帰町可能な世帯全ての帰町が完了 ・学校については、さらに約1年間、仮設校舎での授業を継続 ・第2帰町目標として、やむを得ず帰町をしばらく見合わせていた町民についても帰町が完了することを想定（学校の再開時期が目安）

なお、この時期区分の目安については、あくまでも現段階の予定であり、必要に応じて見直してまいります。また、「本格復興期」は、約7年間にわたることから、今後これを細分化して段階を追った本格復興へ取り組みます。この時期区分の全体像は、下図のとおりです。

時期区分の目安と想定される状況



注) 警戒区域・避難指示の見直しの時期については、町民の皆様のご意見等を踏まえた国との協議により決まりますので、今後変更する可能性があります。